令和8年度　税制改正大綱　～所得税～　その３

令和8年度税制改正大綱が公表されました。その改正内容のうち、所得税の改正の概要についてお知らせいたします。

＜所得課税＞

1　青色申告特別控除

会計ソフトの普及や電子申告割合の向上を踏まえ、記帳水準の向上を図るとともに、デジタル時代にふさわしい記帳や申告を一層推進する観点から、青色申告特別控除について一定の見直しが行われる。

●現行における 65 万円の青色申告特別控除については、電子申告を行うことに加え、一定の要件を満たす場合、控除額を「75 万円」に引き上げる

●現行における 55 万円の青色申告特別控除については、電子申告を行うことを要件に加えた上、控除額を「65 万円」に引き上げる

●改正後は「75 万円・65 万円・１０万円」の控除額となる

●10 万円の青色申告特別控除については、控除額に見直しはないが、前々年分の不動産所得又は事業所得に係る収入金額が１，０００万円超の場合、対象から除外される

(1)　改正の内容

①　**55 万円の青色申告特別控除**について、その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに**電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うことを適用要件に加えた上、控除額を６５万円に引き上げる。**

②　**65 万円の青色申告特別控除**について、対象者を上記①の見直し後の要件を満たす者であって、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳につき、**電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例**に関する法律に定めるところ**により電磁的記録の保存を行っていること**（次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に限る）**との要件を満たすものとした上、控除額を７５万円に引き上げる。**

イ　仕訳帳及び総勘定元帳について、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っている場合

ロ　特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録（特定電磁的記録に限る。）のうちその保存が当該特定電子計算機処理システムを使用して国税の納税義務者の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たすことができるものは当該要件に従って保存を行っている場合

③　**１０万円の青色申告特別控除の対象者から、**その年において**不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの所得に係る取引を簡易な簿記の方法により記録しているもののうち、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるものを除外**する。

イ　その者が不動産所得を生ずべき事業を営む者である場合その年の前々年分の**不動産　所得に係る収入金額が１，０００万円を超えるもの**

ロ　その者が事業所得を生ずべき事業を営む者である場合その年の前々年分の**事業所得に係る収入金額が１，０００万円を超えるもの**

(2)　適用時期

この改正は令和９年分以後の所得税について適用されます。

改正前

記帳条件	控除額
複式簿記　＋　次のイ～ハのいずれか イ．　優良な電子帳簿（訂正削除履歴） ロ．　請求書データ等の自動連携 ハ．　電子申告	65 万円
複式簿記（書面申告）	５５万円
簡易簿記	１０万円

改正後

記帳条件	控除額
複式簿記　＋　次のイロのいずれか イ．優良な電子帳簿（訂正削除履歴） ロ．請求書データ等の自動連携	７５万円
複式簿記　＋　電子申告	65 万円
複式簿記（書面申告）	１０万円
簡易簿記（対象を限定（注１））	

（注１）簡易簿記については、①事業所得もしくは不動産所得に係る前々年の収入が 1,000 万円以下（事業所得及び不動産所得がある場合はいずれも１，０００万円以下）の納税者、又は②事業としての規模に満たない不動産所得者もしくは山林所得者が適用できることとする。

２　マイカー通勤手当の非課税限度額

（１）　改正の内容

マイカー通勤手当の非課税限度額について通勤距離が片道６５㎞以上の者の１月当たりの非課税限度額が引き上げられます。一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする者の　１月当たりの非課税限度額については、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に１月当たりの当該駐車場等の料金相当額（上限：５，０００円）を加算した金額とする

（２）　適用時期

この改正は令和８年４月１日以後に支払われるべき通勤手当に適用されます

改正前		改正後	
通勤距離	非課税限度額	通勤距離	非課税限度額
片道 ５５㎞以上	３８，７００円	片道５５㎞以上 ６５㎞未満	３８，７００円
		片道６５㎞以上 ７５㎞未満	４５，７００円
		片道７５㎞以上 ８５㎞未満	５２，７００円
		片道８５㎞以上 ９５㎞未満	５９，６００円
		片道９５㎞以上	６６，４００円

３　特定の基準所得金額の課税の特例

（１）改正の内容

特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者を個人でその者のその年分の基準所得金額（※1）が１億６，５００万円（現行：３億３，０００万円）を超えるものとするとともに、税率を３０％（現行：２２．５％）に引き上げる

（２）適用時期

この改正は令和９年分以後の所得税について適用する。

改正前	改正後
（基準所得金額（※1）－3.3 億円）×22.5%－基準所得税額（※2）	（基準所得金額（※1）－1.65 億円）×30%－基準所得税額（※2）

（※1）基準所得金額とは、総所得金額及び分離課税の各種所得金額を合計したもの（確定申告不要制度を適用することができる上場株式等に係る配当所得の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を含む）をいう。

（※2）基準所得税額とは、通常の方法で（確定申告不要制度を適用する所得を除いて）計算した場合の申告書上の所得税の額及び確定申告不要制度を適用した所得に係る源泉徴収税額を合計したもの（復興特別所得税を含む）をいう。

４　防衛特別所得税（仮称）の創設

（１）　納税義務者

①　所得税の納税義務者は、基準所得税額につき、防衛特別所得税を納める義務がある。

②　所得税の源泉徴収義務者は、その源泉徴収に係る所得税の額につき、防衛特別所得税を徴収し、納付する義務がある。

（２）　税額の計算

①　防衛特別所得税額は、その年分の**基準所得税額に１％の税率を乗じて計算した金額**とする。

②　防衛特別所得税の課税期間は**令和９年以後の当分の間**とする（期間の定めなし）。

③　基準所得税額の計算その他上記①及び②以外の税額の計算については、復興特別所得税と同様とする

（３）　その他

①　申告、納付等、源泉徴収等、質問検査権及び罰則等については、復興特別所得税と同様とする。

②　その他所要の措置を講ずる

５　復興特別所得税

（１）　復興特別所得税の税率を１．１％（現行２．１％）に引き下げる

（２）　復興特別所得税の課税期間を令和 29 年まで（現行令和 19 年まで）の間とする（10 年延長）

（３）　その他所要の措置を講ずる。

この改正は令和９年分以後の所得税等について適用する。

	改正前	改正後
防衛特別所得税（仮称）	－	税額： 基準所得税額×1.0% 課税期間： 当分の間（期間未定）
復興特別所得税	税額： 基準所得税額×2.1% 課税期間： 令和 19 年 12 月 31 日まで	税額： 基準所得税額×1.1% 課税期間： 令和２９年 12 月 31 日まで